

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT

TFG ニュースレター

2019.11 No. 339

健全性支援実績No1を目指す！

Tax&Financial Group
TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F
TEL(06)6538-0872（編集担当 岸本）
E-mail info@tfg.gr.jp

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. 新しい通達による保険料の税務処理
- II. 空き家対策について
- III. 事業継続力強化計画について

[今月のトピックス]

- ・厚生労働省情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ
- § 戦略経営セミナーのご案内

I. 今後の法人生命保険契約の保険料処理について

— 概要を中心として —

令和元年6月28日、国税庁から「法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）」（以下、「新通達」と記述）が公表されております。今回、改正された通達により、今後新たに契約する生命保険については、商品別ではなく、*解約返戻率のうち、最高解約返戻率の区分によって保険料の損金算入割合が決定されることになりました。

*解約返戻率＝契約時において契約者に示された解約払戻金相当額（配当金除く）÷解約返戻金を受取ることとなるまでの間に振り込んだ保険料の合計額

■対象となる保険

改正前の通達（法通9-3-5）は「定期保険に係る保険料」を対象としていましたが、新通達は「定期保険及び第三分野保険に係る保険料」が対象となり、今回から医療保険やがん保険といった第三分野保険も対象となりました。

■最高解約返戻率により4区分に分類

今後、上記の対象保険は契約時の最高解約返戻率により以下の4区分に分類され、損金算入割合が決定されます。

1. 50%以下（解約返戻金がない場合を含む）
2. 75%超 70%以下
3. 70%超 85%以下
4. 85%超

新通達の基本的な考え方は、最高解約返戻率が50%超85%以下の保険（上記2.及び3.）については支払保険料の額に一定割合を乗じた額を一律の期間、資産計上するという改正前の取扱いと同様の簡便的な考え方が踏襲されています。一方、最高解約返戻率85%超の保険（上記4.）については、「契約時」の解約返戻率に応じてより高い割合で資産計上し、解約返戻金額が最も高い金額となる期間経過後から均等に費用に振り替えていくという考え方です。以下4つの分類別に税務処理の概略を見ていきたいと思います。

■50%以下の場合（解約返戻金がない場合を含む）

契約年齢や保険期間の長さによらず、全額損金算入

■50%超70%以下の場合

1. 保険期間の当初40%相当期間において支払保険料の40%を資産計上、60%を損金算入
2. 保険期間の40%相当期間経過後から75%相当期間までの間は支払保険料の全額を損金算入
3. 保険期間の75%相当期間経過後は支払保険料の全額を損金算入しつつ、上記1.で資産計上した金額を保険期間満了まで均等に損金算入

（注1）但し、被保険者一人当りの年換算保険料相当額の合計額（他社商品も含めた合算）が30万円以下の場合、全額損金算入が認められております。

■70%超85%以下の場合

1. 保険期間の当初40%相当期間において支払保険料の60%を資産計上、40%を損金算入
2. 上記「50%超70%以下の場合」の2.に同じ
3. 上記「50%超70%以下の場合」の3.に同じ

■85%超の場合

85%超の場合、新通達では特に特徴的な処理となっております。

1. 最高解約返戻率までの当初保険期間の当初10年間は、支払保険料×最高解約返戻率×90%相当額を資産計上
2. 1.の当初10年間のそれ以降は、支払保険料×最高解約返戻率×70%相当額を資産計上
但し、当期分支払保険料の額を限度とします。
3. 資産計上期間経過後は解約返戻金相当額が最も高い金額となる期間までは、支払保険料の全額を損金算入
4. 解約返戻金相当額が最も高い金額となる期間経過後から、資産計上した金額を保険期間満了まで均等に損金算入

■留意事項

- ・最高解約返戻率は、契約当初時点での返戻率でどの区分に属するかを判定することとなっています。
- ・新通達は令和元年7月8日以後の契約に適用されることになっています。なお、解約返戻金がない（ごく少額の払戻金のある契約を含む）短期払いの定期保険または第三分野保険は、令和元年10月8日以後の契約に適用されます。別言すれば、各々の日より前の契約に遡及することはないということです。

Ⅲ . 空 き 家 対 策 に つ い て

—3,000万円特別控除が4年間延長—

「空き家対策措置法」が平成27年に施行され今年で4年目になります。今年の1月に総務省行政評価局が発表した「空き家対策に関する実態調査」では平成25年10月1日時点で空き家が820万戸もあり全国の総住宅数6,063戸の13.5%を占めます。過去10年間で1.5倍、過去20年間で2.1倍に増加しています。「空き家対策措置法」により市町村から「特定空き家」に指定されると負担が生じるので、その対策の一つとして空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の特例が今年の年末を期限に設けられていました。この特例が令和元年の税制改正で令和5年12月31日迄延長されました。ここでは、特定空き家に指定された場合に受ける負担と、特定空き家の条件、空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の特例についてご説明させていただきます。

■特定空き家の条件

空き家を所有者が管理していれば特定空き家に指定されることはないのですが、下記のいずれかの条件に空き家があてはまれば指定を受ける可能性があります。

1. 放置すれば倒壊等著しく保管上危険となるおそれのある状態
2. 放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
3. 適切な管理が行われていないことにより著しく景観をそこなっている状態
4. 周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

また、これらの建物の所有者がお亡くなりになり、相続するのではなく、相続放棄する場合には注意が必要です。民法第940条では、相続を放棄したからといっても、次の相続人が相続財産を管理するまでその財産の管理責任が継続するとあります。もし、その空き家が倒壊等で他人に損害を与えた場合、損害賠償請求の対象とされるのはその方となるのです。全員が相続放棄しこの管理責任から逃れるには裁判所に相続財産管理人の選任申立てを行う必要があります。そうなれば選任申立て費用を申立人が負担しなければなりません。

■特定空き家に指定された場合に受ける負担

まず、「特定空き家」に指定されると自治体の立ち入り調査があります。この段階で修繕や解体を自らして改善が認められれば「特定空き家」の指定から解除されるのですが、自治体からの要望や指導に従わない場合猶予期間を設けたうえで勧告がだされます。この段階で住宅用地の軽減措置の特例の対象外となり翌年からの固定資産税負担分が増えます。この勧告には強制力はありませんが、勧告に従わない場合は法的な強制力のある改善命令が出され、所有者から意見書の提出や意見聴取が行われます。この改善命令に従わず、空き家を猶予期間が過ぎても放置していた場合強制対処となり自治体が強制的に空き家を解体撤去します。その費用は所有者に対して請求されます。

また、住宅用地の軽減措置の特例が対象外になるとはどういうことかということ、ご存じのように土地を所有すると、1月1日の所有者に対して固定資産税と都市計画税が市町村より課税されます。固定資産税評価額に対して概ね固定資産税が1.4%、都市計画税が0.3%課せられます。しかし、更地でなく住宅用の建物の敷地であれば、固定資産税評価額が敷地の200㎡までは固定資産税が1/6、都市計画税が1/3に減額されます。200㎡を超える部分は固定資産税が1/3、都市計画税が2/3に減額されます。この減額効果は大きく、住宅用地の軽減措置の特例が対象外になればこの減額効果を受けられなくなります。

■空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の特例

この特別控除は、相続又は遺贈によって取得した被相続人の居住用家屋又はその敷地等を売却した場合に一

定の条件にあてはまる場合、譲渡所得の金額から3,000万円控除できるというものです。特例の対象となる被相続人の居住用家屋とは以下の3つのすべてにあてはまるものです。

1. 昭和56年5月31日以前に建築されている。
2. 区分所有建物登記がされていない建物である。
3. 相続の開始直前において被相続人以外に居住した人がいない。（要介護認定等を受けて老人ホーム等に入所し一定の条件を満たす場合を除く）

特例の対象となる被相続人の居住用家屋の敷地等とは上記建物の敷地の用に供された土地又はその土地の上に存する権利をいいます。

特例を受けるための適用要件は以下の通りです。

1. 相続又は遺贈により取得した人が売る場合。
2. 家屋は下記のイとロ、敷地等はイの要件を満たして家屋とともに売却する必要があります。
 - イ. 相続時から譲渡時まで事業の用、貸付の用に供したことがない。
 - ロ. 譲渡時に一定の耐震基準を満たすものであること。

家屋を取り壊した後にその敷地を売る場合は家屋がハ、敷地等はニとホを満たす必要があります。

- ハ. 相続時から取り壊し等の時まで事業の用、貸付の用、居住の用に供したことがない。
 - ニ. 相続時から譲渡時まで事業の用、貸付の用、居住の用に供したことがない。
 - ホ. 取り壊し時から譲渡時まで建物又は構築物の敷地の用に供されたことがない。
3. 相続の開始があった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに売却。
 4. 売却代金が1億円以下であること。



厚生労働省情報コーナー

■採用後に注意すべきこと～外国人雇用～

無事、就労ビザを取得しても、戦力化・定着率の向上を図るべく、外国人材特有の事情に目を向けることも重要です。例えば、中国籍の方であれば、春節（2月頃）や国慶節（10月頃）に母国では大型連休（日本で言う正月やGW）があるので、有給を消化してもらい帰省させてあげるなど、日本と外国では文化・風習が違うことを理解・配慮することも必要です。手続き的な面では、就労系の在留資格には在留制限があり、期限前の更新手続きを忘れないこと、一部の在留資格は3ヶ月に1回の定期報告が必要なものもあるので、忘れないようにしておかなければなりません。

Ⅲ. 事業継続力強化計画について

—防災・減災対策のきっかけづくりに—

今年の通常国会で「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法

律」(いわゆる「中小企業強靱化法」)が成立し、この7月に施行され、自然災害などに対する中小企業の事業継続力の強化を図る新たな施策がスタートしました。

■背景

平成30年度は、西日本豪雨、台風19～21号、大阪北部地震、北海道胆振東部地震など大規模な自然災害が相次いで発生し、数多くの中小企業が被災しました。中小企業庁は外部有識者による「中小企業強靱化研究会」を設置・検討して「中小企業強靱化対策パッケージ」を取りまとめ、上記法改正を行い中小企業の事業継続力の強化を図る新たな施策がスタートしました。

■中小企業強靱化対策パッケージ

1. 公的認定制度の創設と認定事業者への支援

自然災害に備えた事前対策を強化する中小企業の取り組みを「事業継続力強化計画」として経済産業大臣が認定する公的支援制度を創設し、認定事業者は税制・金融などの各種支援措置を受けることができる。

2. 保険加入などリスクファイナンスの取組促進(公的認定制度の取組内容に盛り込み)

3. 2018年度補正予算を活用した取り組み(商工会・商工会議所による啓発活動、ワークショップやハンズオン支援、指導人材育成など)

4. サプライチェーン上の親事業者、地方自治体、損害保険会社・代理店、地域金融機関、商工団体などの中小企業を取り巻く関係者からの働きかけ

■事業継続力強化計画

1. 計画で求められるもの

事業継続力強化計画(従来のBCPに相当)は、防災・減災対策の第一歩として自社の特長を踏まえた実効性あるものとする必要がありますが、何十ページもの詳細な計画文書は求められていません。中小企業庁の計画策定の手引きに従い、以下のStep1～5を検討することで、実効性のある計画を策定することができます。

(Step.1)事業継続力強化の目的の検討:何のために、この取り組みを行うのかを明確化

(Step.2)災害リスクの確認・認識:ハザードマップなどを活用し災害リスクを確認・認識し、人・物・金・情報の4つの切り口から自社への影響を検討

(Step3)初動対応の検討:災害が発生した直後の初動対応を検討(人命の安全確保、緊急体制の構築、被害情報の把握・被害情報の共有など)

(Step4)人・物・金・情報への対応:Step2で検討した自社への影響を踏まえ、事業継続に重大な影響を与える可能性の高い経営資源について対策を検討

(Step5)平時の推進体制:実効性を確保するために平時から行う取り組みを検討(経営層のコミットメント、定期的な訓練など)

2. 認定事業者への支援措置

①税制上の優遇措置:認定計画に従って取得した一定の設備(自家発電、排水ポンプ、制震・免震装置など)について、取得価額の20%の特別償却

②日本政策金融公庫による低利融資、信用保証の別枠など

③補助金の加点:ものづくり補助金などの審査における加点



今月のブックマーク

ふるさと納税という言葉は少し前にも話題になりました。既に活用されている方もいらっしゃるかもしれませんが、ご自身のお好きな自治体に寄付をし、寄付額から2,000円差し引いた額を税金から控除するというものです。節税対策に活用できるケースもありますが、自治体により返礼品を受け取れるケースもあります。この返礼品が豪華すぎて規制をかけるといった話もありましたが、地方活性化の一助になるといった意見もあります。ぜひご覧ください。

「ふるさと納税サイト ふるさと納税とは？」

<https://www.furusato-tax.jp/about>

「なにわマーケティング大学 2019」を開催！

(大阪府商工労働部主催)

平成23年度より開講し、9年目となる講座が本年度も6月から開講されています。「作る前に考える」「売る前に考える」「売ってみてから更に考える」をコンセプトとした好評講座です。経営変革に活用してみたいかがでしょうか。

【講座名】 ・売れるマーケティング基礎講座 ・売れるブランディング講座
・売れるプライス戦略講座 ・売れるWebマーケティング講座
・売れる販促広報実践講座 (5つの講座から自由に選択可)

【対象】 経営者・経営幹部 各講座/定員30名(有料)
※お問い合わせ 大阪府中小企業支援室 06-6210-9494

【会場】 マイドームおおさか4階 セミナー室ほか

以上、詳しくは**TFG**共栄会事務局 岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

—— 起業・革新・ベンチャー支援 … **T&FG**group

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F

(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

TFG ニュース編集担当 岸本 圭祐

— 中小企業経営力強化支援法に基づき経営革新等支援機関に認定されております —